
規 則

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則37号

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則（平成24年高知県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第9条第2項の規則で定める住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置」を「前項（第1号に係る部分に限る。）の規定により難しい場合におけるエネルギー使用合理化措置」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条第2項の規則で定める住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置（次項において「エネルギー使用合理化措置」という。）は、住宅が、次に掲げる基準を満たすこととなる措置とする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（借上げの場合にあっては、同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）
- (2) 気候風土、高層等の理由により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難であることがやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

- ◎ 高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則